

利用料表

R6. 8. 01

	対象収入による区分 ※ 1	事務費 ※ 2	生活費 ※ 3	管理費 ※ 4	利用料総額 (事務費+生活費+管理費)
1階層	1,500,000円以下	10,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 75,760円 冬期 84,980円
2階層	1,500,001円 ～1,600,000円	13,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 78,760円 冬期 87,980円
3階層	1,600,001円 ～1,700,000円	16,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 81,760円 冬期 90,980円
4階層	1,700,001円 ～1,800,000円	19,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 84,760円 冬期 93,980円
5階層	1,800,001円 ～1,900,000円	22,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 87,760円 冬期 96,880円
6階層	1,900,001円 ～2,000,000円	25,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 90,760円 冬期 99,980円
7階層	2,000,001円 ～2,100,000円	30,000円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 95,760円 冬期 104,980円
8階層	2,100,001円以上	31,600円	48,760円 (57,980円)	17,000円	夏期 97,360円 冬期 106,580円

- ・ 前年の収入によって上記のとおり8階層に区分されます。
- ・ **事務費・生活費(暖房費)とも、毎年、市からの通知により改定になります。**

※ 1 「収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※ 2 ご夫婦の入居の場合、一人当たりの「収入」が150万円以下の場合(1階層の場合)は30%減額となり、7,000円となります。また、月の途中から入居される場合は、事務費・生活費が日割り計算となります。

※ 3 **冬期(10月～4月)は、生活費に暖房費(9,220円)が加算されます。**

(暖房費につきましては、平成29年10月からの適用となります。)

※ 4 管理費については、月単位(その月1日でも入居していると1ヶ月分を収めて頂く)のお支払となります。支払方法は下記の3通り(分割・一括・併用)となります。

		単身の場合	ご夫婦の場合(一人当たり)
支 払 方 法	分割方式	月額17,000円	月額16,150円
	一括方式	4,000,000円	3,800,000円
	併用方式	2,000,000円	1,900,000円
		月額8,500円	月額8,075円

(一括・併用方式の場合、20年償還となり、途中退居された場合は返還となります。)

その他にかかる主な費用		
電気使用料金	居室でご使用された電気量の実費（毎月検針します。）	
電話料金	基本料金 1,595 円 と 通話料実費（外線のみ）	
水道料金	単身部屋 2,970 円	夫婦部屋 4,455 円
その他、当施設にて生活頂く為の日用消耗品（シャンプーや洗剤、トイレトーパー）、嗜好品のほか、医療費・外部介護保険サービス利用料等は、自己負担となります。		

☆ 施設の概要

- ・名称・・・ケアハウス「カームヒル西円山」 ・開設日・・・平成8年4月1日
- ・設置者・・・社会福祉法人 溪仁会 ・住所・・・札幌市中央区円山西町4丁目3-21
- ・定員・・・100名 ・構造・・・鉄骨鉄筋コンクリート5階建て
- ・敷地面積・・・11,649m² ・延床面積・・・5,253m²
- ・居室・・・一人部屋 80室 Aタイプ 25,16m²×4室（うち引き戸タイプ1室）
- 夫婦部屋 10室 Bタイプ 23,12m²×76室（" 4室）
- Cタイプ 32,36m²×10室（うち引き戸タイプ1室）

☆ ご利用（入居）の申込み方法

ご利用（入居）を希望される方は、次の書類を添えてご提出ください。

- ・入居申込書
- ・かかりつけ医からの診療情報提供書（様式は問いません）もしくは健康診断書

☆ ご利用にあたって

- 居室は洋式になっていますので、ベッドの使用をお願い致します。
- 居室の広さの関係から、持ち込み家具・備品は制限されます。
- 緊急の通報装置・内線・外線用の電話機が設置されています。
(個人専用の電話番号が付きます。)
- ペットは飼育できません。
- 外出・外泊・面会などは原則として自由です。
- 次のような場合には、利用を取り消して契約を解除することになります。
 - ・入居の条件に関して虚偽の届出を行って利用されたとき。
 - ・利用料などを滞納したとき。
 - ・日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活に著しい支障があると認められたとき。
 - ・入院等の理由で長期間施設を利用しないとき。
 - ・その他・詳細については、面接時に説明いたします。

☆ 入居までの流れ

